

経済政策の方向性に関する中間整理案

平成 30年 11月

未来投資会議 まち・ひと・しごと創生会議
経済財政諮問会議 規制改革推進会議

経済政策の方向性に関する中間整理案

(目次)

第1章 はじめに	1
第2章 成長戦略の方向性	1
第3章 まち・ひと・しごと創生、地方創生の方向性	11
第4章 消費税率引上げに伴う対応等	13
第5章 財政運営の方向性	17
第6章 規制改革の方向性	18

第1章　はじめに

本中間整理の位置付けは次の通りである。第4章については、与党からの提言（自由民主党「消費税率引上げに伴う対策について」（平成30年11月20日）及び公明党「消費税率引き上げに伴う影響緩和策に関する提言」（平成30年11月16日））を踏まえ、政府で策定した。第2章、第3章、第5章については、今後の経済政策の方向性について、関係する主要会議（未来投資会議、まち・ひと・しごと創生会議、経済財政諮問会議）が、現時点での検討の論点について中間的な整理を行ったものである。

政府においては、第2章及び第3章は来夏の決定に向けて、第4章及び第5章は来年度の予算編成過程における決定に向けて、与党の意見をしっかり聞きつつ、検討を深めていただきたい。第6章は、規制改革推進会議第4次答申（平成30年11月19日決定）を記したものである。

第2章　成長戦略の方向性

潜在成長率の引上げが持続的な経済成長の実現に向けた最重要課題である。少子高齢化の進行、人手不足の高まりの中で、労働生産性や付加価値の向上を通じて、潜在成長率を引き上げ、経済成長の壁を打ち破る必要がある。

このため、一人ひとりが生み出す付加価値を引き上げていく観点から、A I（人間で言えば脳に相当）、センサー（人間の目に相当）、I o T（人間の神経系に相当）、ロボット（人間の筋肉に相当）といった第4次産業革命による技術革新について中小企業を含む広範な生産現場への浸透を図るなど企業の前向きな設備投資を引き出す取組が必要である。

また、新陳代謝を含め資源の柔軟な移動を促し、従来の発想にとらわれない非連続的なイノベーションを生み出す環境を整備することにより労働生産性を引き上げる取組が不可欠である。

さらに、人口減少の中、地域の連携を深め、地域に地方基盤企業を残すため、広域レベルで産業政策を推進する必要がある。第4次産業革命の技術革新により、これまでの地方の地理的制約等を解消するとともに、地域が持つ魅力を最大限引き出し、自助の精神を持って取り組む地方を強力に支援する方向で検討する。

これらのため、アベノミクスの第3の柱である成長戦略の重点分野における具体化を図る。

（1）Society5.0の実現

A I や I o T、センサー、ロボット、ビックデータといった第4次産業革命がもたらす技術革新は、私たちの生活や経済社会を画期的に変えようとしている。技術革新を現場に積極的に取り入れ、労働生産性の向上を図る。このため、国民一人ひとりの視点に立って、ゴールイメージの共有化を図り、SDGsに向けたSociety5.0の実現により、国民一人ひとりの生活を目に見える形で豊かにする。

（2）全世代型社会保障への改革

生涯現役社会の実現に向けて、意欲ある高齢者に働く場を準備する。併せて、新卒一括採用の見直しや中途採用の拡大、労働移動の円滑化といった雇用制度の改革について、検討を来夏に向けて継続する。また、人生100年時代をさらに進化させ、寿命と健康寿命の差を限りなく縮めることを目指す。現役時代から自らの健康状態を把握し、主体的に健康維持や疾病・介護予防に取り組み、現役であり続けることができる仕組みを検討する。

(3) 地方施策の強化

地方経済は、急速に進む人口減少を背景に大幅な需要減少や技術革新の停滞といった経済社会構造の変化に直面している。地域にとって不可欠な基盤的サービスの確保が困難になりつつある中で、地方基盤企業の統合・強化・生産性向上や、地域経済を担う多様な人材の確保、各地方の中枢・中核都市の機能強化、一極集中是正等を検討する。

1. Society5.0の実現

第4次産業革命への対応について世界の変化は加速している。雇用環境が一段と改善している今こそ、技術革新を現場に積極的に取り入れ、労働生産性の向上を図るチャンスである。

① フィンテック／キャッシュレス化：「誰でもどこでもキャッシュレス」 (目指す絵姿)

生活のあらゆる場面において、現金に依存することなく、簡単に、安く、安全に支払・送金ができる。また、個人の消費情報等を自動的に収集・管理することで、セキュリティを確保しつつ、家計管理や貯蓄、個人ローン等を選択でき、自らのニーズにあったサービス提案を受けられる。

企業においては、データ連携及びフィンテックサービスの外部調達を通じてバックオフィス業務が自動化・効率化される。自社の財務状況の見える化による経営判断の合理化及び迅速化が可能になり、新たな信用情報を基にした資金調達が可能になる。

安価で簡便な決済システムの開発・普及により、決済手数料の負担感がなくなる社会を目指す。

(施策の検討の方向性)

以下の項目等について、来夏に向けて検討を継続する。

(1) 機能別・横断的な法制への見直し

- ・個人・事業者がより便利な条件で金融・商取引サービスが可能となるよう、現在の業態ごとの関連法制を同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制へと見直し、新規事業者の参入を促進する。来夏までに、フィンテック事業者を含む様々な主体が新たなサービスを提供している決済分野等を中心に、基本的考え方の整理を行う。
- ・銀行を経由しない送金を容易化できるよう、「資金移動業」の規制（送金上限100万円）を含む金融法制を見直す。

- ・既存の金融機関とフィンテック事業者の競争条件のイコールフッティングの確保とイノベーションの促進の両立を目指し、銀行・銀行グループに対する規制の見直しを行う。

(2) 支払/決済を意識せずにモノ・サービス受領が行われるキャッシュレス社会の実現

(金融機関とフィンテック事業者との連携促進)

- ・個人や企業がよりスマートな形で資産管理・運用や送金、借入等を行うためには、銀行預金のみならず、他の資産（証券、保険）や負債（信販会社等）についても、オープンAPI等の電子的な手段で情報提供・連携をすることが重要である。このための具体的な対応を来夏に向けて検討する。
- ・既存の金融機関についても、口座振替等も含めた広義のキャッシュレス化の推進を図る。

（注）API : Application Programming Interface。オペレーティング・システム（OS）やアプリケーションの機能を利用するための接続仕様等

(世界最高水準の本人確認手続（KYC : Know Your Customer）の実現)

- ・資金洗浄（マネロン）及びテロ資金供与対策について国際的な議論を踏まながら、一度本人確認を経た場合には、その情報を他の金融機関とも共有することで、顧客が他の金融機関と取引を開始する場合に、本人確認手続を迅速に処理できるための仕組みを整える。

(キャッシュレス決済増加のための環境整備)

- ・多くの消費者や中小企業・小規模事業者が広く、簡単に、かつ低コストでキャッシュレス決済を利用できるようにするために、手数料の引下げや端末導入支援、民間が提供するキャッシュレス決済手段の選択肢の多様化などの環境整備を図る。来年10月1日の消費税率引上げに伴い検討中のポイント還元に対する国の補助制度は、需要の平準化策であるが、キャッシュレス決済普及の重要な契機として活用する。
- ・併せて、QRコード決済の普及に向けて、QRコードの技術的・業務的仕様の標準化を図る。

(3) 資金調達手段の多様化に向けた環境整備

- ・個人・事業者の過去の財務状況、現在そして将来に向けてのデータが、資金提供者との間での情報共有が容易になることにより、これまで資金が行き渡らなかつた個人・事業者の資金調達が可能になる方策を検討する。

②次世代モビリティ：「移動弱者ゼロ、混雑解消」

(目指す絵姿)

人口減少が進み、公共交通機関の維持が難しい地方で車を持たない高齢者でも、自由、安価、安全に外出、生活できる社会を目指す。

また、人口が集中し、過密な都市でも、スマートフォン一つで複数の交通手段を一括手配でき、データから混雑を予想して価格設定等で需給調整することで、

無駄な待ち時間なく、移動できる社会を目指す。

(施策の検討の方向性)

以下の項目等について、来夏に向けて検討を継続する。

(1) 地方における移動の足の確保

(タクシーの相乗り導入の検討)

- ・限られた公共交通機関で可能な限り多くの人が移動可能にするため、AI等を活用した効率的な配車を図りつつ、タクシーの相乗導入のための道路運送法上のルールの整備を検討する。

(市町村管理による自家用車の有償運送)

- ・人手不足等の中で公共交通機関だけでは高齢者等の住民の自由な移動が確保できない地域が多い。こうした地域の自治体による道路運送法にいう自家用車での有償運送がやりやすくする環境の整備を検討する。

(完全自動運転)

- ・人手不足に悩む地方等においては、循環バスや人の移動・物流のラストワンマイルを担う運転手が不足している。このため、運転手がいない形態での完全自動運転の実現はとりわけ重要である。完全自動運転に対応した道路交通法、車両の基準等のルール整備を検討する。

(高齢者が安心して自家用車を運転できる環境整備)

- ・免許更新時に検査が必要な75歳以上の高齢者等について、安全運転を支援する機能を搭載した自動車を運転できる免許制度の創設について、必要となる安全運転支援機能等と併せて検討する。

(2) 都市での混雑解消

- ・スムーズな乗継や混雑回避に向けて、公共交通機関等が保有する時刻表、遅延や位置情報等の動的データ、需要データを企業がAPIを通じて利活用できる仕組みをつくるため、関係事業者を含めた官民でルール形成を図る。
- ・需給に合わせた価格設定を通じた渋滞・混雑防止、複数の交通機関をまとめた包括料金や定額制など、料金設定ルールの改正を検討する。

③スマート公共サービス：「待ち時間ゼロ、窓口手続きゼロ」

(目指す絵姿)

AI等を活用して許認可等の行政手続きを自動化し、自宅から手続き可能とする。

各種行政手続きのデジタル化を超えて、行政活動そのものをデジタルデータ化し、国・自治体の行政の質と効率を向上する。

行政サービスに関する多種多様なデータの統合とオープンAPIにより自由にデータ流通が可能な基盤を構築し、分野横断的なサービスを実現する。

(施策の検討の方向性)

以下の項目等について、来夏に向けて検討を継続する。

(個人向け手続きの自動化～子育て、住所変更、引越し、死亡・相続等の個人手続きの自動化)

- ・例えば、出生時に申請すれば、その後の予防接種や保育園の入園の手続き等が最適なタイミングにプッシュ型で案内が来て、個人は意思決定のみを行い煩わしい書類手続きから解放されるサービスの実現方策を検討する。

(税・社会保険手続の自動化)

- ・会社が保有する人事・労務のデジタルデータを基に、逐一記載して毎回提出する手続きから従業員や担当者を解放するとともに、企業が民間のクラウドサービスやデータセンターに登録した人事・労務・会計データに、企業の同意に基づき行政側がアクセスすることで、企業側の負担感を無くすための方策を検討する。併せて、銀行の窓口に赴くことなく、税・公金の支払いができるよう、キャッシュレス化の方策について検討する。

(認証基盤の整備)

- ・個人にとって最も身近なデバイスであるスマートフォンにマイナンバーカードの本人認証機能を搭載することや生体認証の活用を検討する。また、事業者のオンライン申請に必要な認証基盤の利便性を向上する。

(国・地方業務の自動化の推進)

- ・A I ・ R P A (Robotic Process Automation/AI等の技術を用いた業務効率化・自動処理) 等を活用した政府業務の自動化の取組を拡大するとともに、自治体における情報システムに関する方針として、パブリッククラウドを活用するためのガイドライン等を検討する。

(モバイル市場における適正な競争環境の整備)

- ・規制改革推進会議第4次答申（平成30年11月19日決定）に基づき、携帯電話市場の競争環境の国際比較を踏まえつつ、今年度内に包括的な解決策の全体像を示す。その際、通信料金と端末料金の完全な分離を図るとともに、販売代理店に対する適切な規律を速やかに整備するなどにより、通信役務及び携帯端末販売の双方で適正な競争環境を整備し、より低廉な料金、より利用者のニーズにかなったサービス・製品の選択を可能とする。
- ・また、接続料等の料金水準の適正化・透明化等を行うとともに、M N O (移動通信体事業者)によるM V N O (仮想移動通信体事業者)との競争を阻むスイッチングコストを抜本的に引き下げ、健全な競争環境を整備する。通信事業者が下取りした利用者の端末の流通が不当に制限されていないかなど端末流通実態について調査し、必要な是正措置を講じる。設備共用の環境整備のためのガイドラインを整備し、ネットワークの円滑な整備を推進する。

④次世代インフラ：「サステイナブルで強いインフラ」

(目指す絵姿)

道路・トンネル・橋梁・上下水道など全てのインフラ台帳をデジタル化し、点検・補修作業におけるAIやロボット・センサー等の革新技術の採用を進める。これらにより、センサー等で収集した利用頻度や損傷度等のデータをもとに、必要度に応じたメンテナンスを実施する。

また、民間の力を用いた、インフラの効率的な維持管理を進める。

以上により、インフラの老朽化が進む中、自然環境の変化による災害の頻発を踏まえた防災の観点も含めた国民の安全・安心の向上、インフラの長寿命化・更新、財政的にも持続可能なインフラ管理システムを実現する。

(施策の検討の方向性)

以下の項目等について、来夏に向けて検討を継続する。

(効率的な維持管理)

- ・インフラの効率的な維持管理を進めるためには、インフラ資産の所在、健全度等に関する基礎的なデータが利用可能な形でデータベース化されている必要がある。他方、管理台帳や点検・診断結果を依然として紙媒体で管理する自治体が多い。このため、点検・診断、管理台帳、工事記録等のインフラデータを紐付けた維持管理支援情報システムを全国で導入・利用する環境の整備について検討する。
- ・コンセッション等の手法を拡大して民間の創意工夫で効率的なインフラ維持管理を実現するため、これらの導入に取り組む自治体等の施設管理者にインセンティブを付与する仕組みを検討する。

(AI、ロボット・センサー等の革新技術の実装)

- ・AI、ロボット・センサー・ドローン等の革新技術の活用で人による近接目視対象数を減少させる方策を検討する。また、発注者等が安心して点検ロボットやドローンなどの新技術を活用できるような安全基準の策定方法等について検討する。

(技術職員が不足する中小自治体への支援体制の構築)

- ・中核市から周辺市町村に対するサービス提供や市町村間の共同処理、包括的民間委託によるインフラの巡視・巡回支援の促進や点検・診断業務への対象範囲の拡大等について検討する。

2. 全世代型社会保障への改革

全世代型社会保障への改革は安倍内閣の最大のチャレンジである。

生涯現役社会の実現に向けて、意欲ある高齢者の皆さんに働く場を準備するため、65歳以上への継続雇用年齢の引上げに向けた検討を来夏に向けて継続する。この際、個人の希望や実情に応じた多様な就業機会の提供に留意する。

あわせて、新卒一括採用の見直しや中途採用の拡大、労働移動の円滑化といった雇用制度の改革について検討を行う。

健康・医療の分野では、まず、人生100年健康年齢に向けて、寿命と健康寿命の差ができるだけ縮めるため、糖尿病・高齢者虚弱・認知症の予防に取り組み、自治体などの保険者が予防施策を進めるインセンティブ措置の強化を検討する。

①65歳以上への継続雇用年齢の引上げ

(働く意欲ある高齢者への対応)

- ・人生100年時代を迎える、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要である。
- ・高齢者の雇用・就業機会を確保していくには、希望する高齢者について70歳までの就業機会の確保を図りつつ、65歳までと異なり、それぞれの高齢者の希望・特性に応じた活躍のため、とりうる選択肢を広げる必要がある。このため、多様な選択肢を許容し、選択ができるような仕組みを検討する。

(法制化の方向性)

- ・70歳までの就業機会の確保を円滑に進めるには、法制度の整備についても、ステップ・バイ・ステップとし、まずは、一定のルールの下で各社の自由度がある法制を検討する。
- ・その上で、各社に対して、個々の従業員の特性等に応じて、多様な選択肢のいずれかを求める方向で検討する。
- ・その際、65歳までの現行法制度は、混乱が生じないよう、改正を検討しないこととする。

(年金制度との関係)

- ・70歳までの就業機会の確保にかかわらず、年金支給開始年齢の引上げは行うべきでない。他方、人生100年時代に向かう中で、年金受給開始の時期を自分で選択できる範囲は拡大を検討する。

(今後の進め方)

- ・来夏に決定予定の実行計画において具体的制度化の方針を決定した上で、労働政策審議会の審議を経て、早急に法律案を提出する方向で検討する。

(環境整備)

- ・地方自治体を中心とした就労促進の取組やシルバー人材センターの機能強化、求人先とのマッチング機能の強化、キャリア形成支援・リカレント教育の推進、高齢者の安全・健康の確保など、高齢者が活躍の場を見出せ、働きやすい環境を整備する。

②中途採用拡大・新卒一括採用の見直し

- ・人生100年時代を踏まえ、意欲がある人、誰もがその能力を十分に発揮できるよう、雇用制度改革を進めることが必要であるが、特に大企業に伝統的に残る新卒一括採用中心の採用制度の見直しを図るとともに、通年採用による中途採用の拡大を図る必要がある。
- ・このため、企業側においては、評価・報酬制度の見直しに取り組む必要がある。政府としては、再チャレンジの機会を拡大するため、個々の大企業に対し、中途採用比率の情報公開を求め、その具体的対応を検討する。
- ・他方、上場企業を中心にリーディング企業を集めた中途採用経験者採用協議会を

活用し、雇用慣行の変革に向けた運動を展開する。

- ・また、就職氷河期世代の非正規労働者に対する就職支援・職業的自立促進の取組を強化する。

③疾病・介護予防（保険者の予防措置へのインセンティブ）及び次世代ヘルスケア（「いつでもどこでもケア」）

（施策の検討の方向性）

以下の項目等について、来夏に向けて検討を継続する。

（1）疾病・介護予防

病気の予防については、国民健康保険の保険者努力支援制度や健康保険組合の後期高齢者支援金の加減算制度の見直しを図り、保険者の予防措置へのインセンティブの大幅な強化を検討する。さらに、介護の予防についても、介護事業者等に対するインセンティブ措置の強化を検討する。

（保険者へのインセンティブ措置の大幅な強化）

- ・国民健康保険の保険者に対する保険者努力支援制度について、指標の見直し等を行い、保険者に予防・健康づくりに取り組むインセンティブを強化するとともに、財源を含めて予算措置を検討する。
- ・健康保険組合の予防・健康事業の取組状況に応じて、後期高齢者支援金を加減算する制度について、指標の見直し等を行い、保険者に予防・健康づくりにより積極的に取り組むインセンティブを強化することを検討する。その際、保険者が、糖尿病性腎症の重症化リスクのある者に対し、医師と連携して、保健師等によって濃密に介入するなどの先進的な取組の横展開が進むよう留意する。
- ・糖尿病予備群を対象に、日々の歩数、体重、血圧等を計測し自己管理するとともに、保健師等が行動変容を促すといった実証事業が行われているが、その成果を踏まえ、適切な方策を検討する。
- ・医療機関と保険者・民間事業者（スポーツクラブ等）が連携し、医学的管理と運動・栄養等のプログラムを一体的に提供し、個人の行動変容を促す仕組みを検討する。
- ・個人が自発的に予防・健康づくりに取り組むことを推進するため、個人へのヘルスケアポイントの付与等に保険者が取り組むインセンティブが強化されるよう、見直しを図る。
- ・以上のインセンティブ措置の指標の見直しに際しては、エビデンスに基づき予防・健康事業の効果検証を行う。

（個人の予防・健康づくりに関する行動変容につなげる取組の強化）

- ・特定健診等の各種健診について、その結果の通知が、個人の行動変容につながるよう、ナッジ理論も活用しつつ、全体・平均値との比較や将来予測（AIやビッグデータ等も活用）等といった通知情報の充実を検討する。
- ・野菜摂取量増加に向けた取組等健康な食事・運動・社会参加の取組の強化など、健康づくりに向けた環境整備を図る。

(疾病の早期発見に向けた取組の強化)

- ・がんの早期発見を推進するため、より精度の高い検査方法に関する研究・開発を推進するとともに、検診率の向上に向けた取組を検討する。
- ・早期診断方法が確立されておらず、有効な治療法も少ない難治性がんについて、血液や唾液等による検査などの簡便で低侵襲な検査方法を開発する。
- ・重症の歯周病を放置すると、糖尿病が発症する可能性があるとの指摘がある。現在10歳刻みで行われている歯科健診の機会の拡大、保健指導の充実とともに、歯科受診が必要な者については歯科医療機関への受診を促すなどの方策を検討する。
- ・個人が自らの健康状態を把握し、疾病を早期発見するため、医療用検査薬の一般用検査薬への転用に向けた手続きの改善を検討する。

(フレイル（高齢者虚弱）対策・認知症予防)

- ・介護予防や認知症予防として、高齢者の閉じこもりをなくし、外部と交流する環境を作ることが重要である。このため、身近で歩いていける範囲に運動を行う機会の大幅な拡大を図ることや、介護予防と保健事業（フレイル対策）との一体的実施を検討する。これらを推進するため、介護保険制度や医療保険制度のインセンティブ措置を活用し、財源の確保を含めて予算措置を検討する。
- ・デイサービス事業者に対して、利用者の平均的な日常生活動作の維持又は改善度合いに応じた介護報酬の加算により、インセンティブ措置の強化を検討する。

(投資家による健康経営へのシグナル)

- ・企業と保険者が連携して取り組む健康経営を一層推進するため、資本市場が健康経営を適切に評価するために必要な環境整備について検討する。

(2) 次世代ヘルスケア（「いつでもどこでもケア」）

(オンライン医療の推進)

- ・オンライン診療について、本年4月の診療報酬改定により、新たに「オンライン診療料」が創設されたが、次期改定に向けて、オンライン診療料の普及状況を調査・検証し、安全性・有効性が確認された疾患については、オンライン診療料の対象に追加することを検討する。また、オンライン診療の実施方法や実施体制等の要件についても、オンライン診療の適切な普及・促進に向けて必要な見直しを検討する。
- ・診療から服薬指導に至る一連の医療プロセスを一貫してオンラインで受けられるよう、オンラインでの服薬指導について、その提供体制の整備や法制的な対応も含めて検討を進める。

(複数の医療法人・社会福祉法人の合併・経営統合等)

- ・経営の安定化に向けて、医療法人・社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化の方策や、医療法人と社会福祉法人の連携方策を検討する。

3. 地方施策の強化

地方銀行や乗合バス等は、地域住民に不可欠なサービスを提供しており、サービスの維持は国民的課題である。経営環境が悪化している地方銀行や乗合バス等の経

営力の強化を図る必要がある。

このため、独占禁止法の適用に当たっては、地域のインフラ維持と競争政策上の弊害防止をバランス良く勘案し、判断を行っていくことが重要である。地方におけるサービスの維持を前提として地方銀行や乗合バス等が経営統合等を進める場合に、それを可能とする制度を作るか、または予測可能性をもって判断できるよう、透明なルールを整備することを来夏に向けて検討する。

また、地方の人材不足に対応するため、若者等が地方へ移住する動きを加速する取組や、U I Jターンを生み出していくための環境整備、さらには、実務経験豊かな中高年層を含め様々な人材が地方で新たな活躍の場を広げ、地域活力を引き上げる仕組みを強化し、地域経済を担う多様な人材を確保する。

加えて、人口急減地域の活性化を図る仕組みの構築を進める。

さらには、地方経済を支えるものづくり等の中小企業の生産性の向上や中枢中核都市の課題の解決、といった課題について、具体的な施策を検討する。

①地銀・乗合バス等の経営統合などに対する競争政策上の制度創設・ルールの整備

競争政策の重要性に鑑み、企業結合規制について一定の例外をもたらすのであれば、そのような例外的対応を取るにあたっては、地域経済の維持発展や地域のインフラ維持といった大きな視点が必要である。

地方銀行・第二地方銀行は、全国の5割の企業のメインバンクを務めている一方、過半数が本業で赤字となっている現状にある。

乗合バス等についても、少子化や人口流出により、特に地方部での経営環境が悪化し、地域公共交通を支えることに限界が近づいており、安定的な地域公共交通を確保するため、破綻のおそれが生じる前に経営統合による経営力の強化を図る必要がある。

このため、県域にかかわらず、地域経済の実情を踏まえ、地方銀行・乗合バス等の地方基盤企業の統合・強化・生産性向上を図るため、地方基盤企業の経営統合に対する独占禁止法の適用の在り方（新たな制度創設または予測可能性をもって判断できるような透明なルールの整備）を検討する必要がある。

また、地方銀行や乗合バス等の経営統合などに対する独占禁止法の適用を判断するに際して、公正取引委員会の専門性を向上させるための専門の部署を設置や、関係省庁による公式な意見表明制度の導入等によりその知見を公正取引委員会の審査プロセスに反映することについて検討する。

併せて、乗合バス等については、複数事業者間で地域住民のためにサービス内容の調整を円滑に図ることができるよう、独占禁止法の適用の考え方を整理する。

加えて、上記の地方基盤企業に当たらないものの、地域の雇用維持等に影響を及ぼすその他の企業への独占禁止法等の適用をどう考えるか検討する。

②地方への人材供給

人手不足が深刻な地方の人材ニーズに応えるため、都市部から地方への人材供給の円滑化策の強化について検討する。また、若者等が地方へ移住する動きを加速さ

せる取組や、U I Jターンを生み出していくための環境整備の強化を検討する。

さらには、実務経験豊かな中高年層を含め様々な人材が地方で新たな活躍の場を広げ、地域活力を引き上げる仕組みを強化（マッチング機能の強化等）し、地域経済を担う多様な人材を確保する。

③人口急減地域の活性化

人口急減地域においては、地域社会・経済の維持に困難が生じており、地域づくりを行う人材の確保を図る。

④地方経済を支えるものづくり等の中小企業の生産性向上

中小企業・小規模事業者は、我が国の全付加価値額の過半を占めており、地方経済を支える基盤となっているが、過去最高水準の人手不足に直面している状況にある。生産性を向上していく観点から、前向きなIT・設備投資をさらに促していく方策を検討する。

4. 構造改革徹底推進会合における今後の検討

構造改革徹底推進会合において、プラットフォーマー型ビジネスの台頭に関し、競争政策やイノベーション促進の観点から、規制の見直し、データ移転等のルール整備について検討する。また、日本発のプラットフォーマーの育成を図る方策について検討する。

また、Society5.0の実現に向け、コーポレート・ガバナンスの強化、雇用・人材育成、中小企業や農林水産業の生産性向上といった課題についても検討を進める。

5. 今後の取組

これらの課題を解決するにあたってのボトルネックを解消するため、3つの柱（Society5.0の実現、全世代型社会保障への改革、地方施策の強化）を中心に、3年間の「工程表」を含む実行計画を来夏までに閣議決定する。

第3章 まち・ひと・しごと創生、地方創生の方向性

①U I Jターン施策の強化

（U I Jターンによる起業・就業者創出）

東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）への過度な一極集中が継続する中、地方の担い手不足が指摘されている。一方で、若い世代を中心に、地方移住への関心の高まりが見られる。

国としては、地域経済活性化の観点から、人材については、経営人材や専門人材などの多様なプロフェッショナル人材と潜在成長力の高い地域の中核企業との

マッチングを行う「プロフェッショナル人材事業」を引き続き推進する。

今後は、さらに、東京23区在住者・通勤者が、地方へU I Jターンして、地域における社会的課題の解決に取り組む起業や中小企業等に就業する際に伴う移住への支援について、地方創生推進交付金の活用を検討する。この際、併せて、移住支援金を受給した移住者を採用した中小企業等に対して、雇用関係助成金により、その採用活動に要した経費の一部を助成するなどの取組を行うことを検討する。

また、将来的なU I Jターンに繋がる子供の農山漁村体験の充実など関係人口の拡大に向けた取組も進める。

(都道府県における就業マッチング支援事業のサポート)

東京圏から地方へのU I Jターンによる就業の促進に向け、東京圏の求職者や移住希望者を対象として、都道府県による求人情報を民間事業者とも連携して、一元的に検索できる枠組みを構築することを検討する。

具体的には、都道府県が、地方創生推進交付金により、上記移住支援と併せて行う就業のマッチング支援事業として、地方の中小企業等の求人広告を提供するマッチングサイトの開設等の取組を支援することを検討する。

さらに、これらの求人情報に加え、住まいの情報を含む生活に関わる情報についても、容易に参照できるよう移住者視点での情報提供の充実策を検討する。

②地方の魅力を高めるまちづくりの推進

(高度経済成長期型のまちづくりからの転換)

現在多くの市町村において進められているコンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた動きを推進するため、中心市街地活性化等の関係施策に加え、郊外に多い住宅団地のまちづくりの取組を強化する必要がある。

高度経済成長期を中心に当時の経済・社会状況を前提に開発された住宅団地は、一斉に居住者の高齢化が進行しているが、就業・交流の場等の多様な用途を導入することにより、職住近接の就業機会の創出や起業環境の整備等を進めるなど、高齢者や女性を含めた多世代協働のまちづくりへの転換を検討する。加えて、高齢者が安心して住み続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築と併せて、医療・福祉施設や生活利便施設、地域交通機能の充実を検討する。

具体的には、地域の特性を踏まえ、公的機関、企業、住民、N P O等の多様な主体が連携し、課題解決に取り組むことができる体制の構築を検討する。また、住宅団地について、地域を区切って、ワンストップで土地利用等の協議や処理を進めることにより、スピード感をもって課題解決に取り組む制度の構築を検討する。併せて、空家や公共施設等のストックの有効活用に向けた取組の強化を検討する。

(中枢中核都市の機能強化)

地方の中核中核都市は、相当の人口規模を有し、産業活動、住民生活の基盤や、国際的な投資の受け入れ環境等が整っており、活力ある地域社会を維持するための拠点として、近隣市町村を含めた地域全体の経済、生活を支え、東京圏への人口流出を抑制する機能が期待される。

一方で、東京圏への人口転出の状況を見ると、政令指定都市などの中枢中核都市からの人口移動が多い。

このような状況の打開に向け、中枢中核都市が抱えている課題を解決し、その魅力を向上するため、解決すべきテーマを設定し、関係省庁連携によるハンズオン支援を行うとともに、地方創生推進交付金等の活用による重点的な支援を検討する。

③国家戦略特区制度の推進

(住民合意を前提とした大胆な規制改革により、AI、ビッグデータ等の新技術を直接実装するための「スーパーシティ」構想)

住民合意と分野横断的なデータ連携を基礎に、自動走行・自動配達、キャッシュレス、行政ワンストップサービス等、AI やビッグデータを活用した新技術を直接実装する「スーパーシティ」の実現に向け、制度整備等、必要な検討を急ぐ。

(国家戦略特区制度を活用した規制改革の推進)

キャッシュレスの普及や外国人材の受入環境整備に向け、賃金の確実な支払等の労働者保護に十分留意しつつ、資金移動業者¹の口座に賃金を支払うことに関し、即時全国展開も視野に、必要な制度改革について検討する。

国家戦略特区の活用が提案されている中学校における遠隔教育の弾力的実施等について、教育再生実行会議の議論も踏まえ検討を進める。

国家戦略特区においてすでに開始している遠隔服薬指導について、バーチャル特区制度を活用し更に多くの実証データを集めるとともに、かかりつけ薬剤師等患者目線の観点から、都市部における一部オンライン服薬指導の試行的実施を実現するための検討を進める。

第4章 消費税率引上げに伴う対応等

消費税率については、法律で定められたとおり、平成31年10月1日に現行の8%から10%に2%引き上げる予定である。5年半に及ぶアベノミクスの推進により、生産年齢人口が450万人減少する中においても、経済は11.6%成長した。雇用は250万人増え、正規雇用も78万人増えた。今こそ、少子高齢化という国難に正面から取り組まなければならない。お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと、大きく転換し、同時に財政健全化も確実に進める。前回の3%引上げの経験を活かし、あらゆる施策を総動員し、経済に影響を及ぼさないよう、全力で対応する。

その際、①臨時・特別の措置を講ずる2019・2020年度予算を通じて、各措置の規模・実施時期をバランスよく組み合わせ、全体としての財政規律を堅持するとともに、②各措置の目的を明確にし、③未来及び経済構造改革に資する観点も十分踏まえて対応する。

¹ 資金移動業者とは、プリペイドカード、スマート決済等を行う銀行以外の決済事業者。

あわせて、消費税率引上げの必要性やその影響を緩和する措置などについて、國民に分かりやすく広報を行う。

＜社会保障の充実＞

1. 幼児教育無償化の10月1日実施、年金生活者支援給付金の支給等

消費税率引上げ分の使い道を変更し、2%の引上げによる税収について、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と財政再建とに、概ね半分ずつ充当する。

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、2019年10月より、幼児教育の無償化を一気に加速する。3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園以外についても、保育の必要性があると認定された子供を対象として無償化する。0歳から2歳児については、待機児童解消の取組と併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める。

介護職員の更なる処遇改善を進める。2019年10月から介護報酬改定を行い、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行う。その際、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

障害福祉人材についても、2019年10月から、介護人材と同様の処遇改善を行う。

また、年金制度のセーフティネット機能を強化する観点から、低年金の高齢者に対し、年金生活者支援給付金の支給を行う。加えて、高齢化の進展に伴う保険料の上昇に対する低所得高齢者の負担を緩和する観点から、低所得高齢者の介護保険料の負担軽減の強化を行う。

＜低所得者に対する支援策＞

2. 軽減税率制度の実施

2019年10月1日の消費税率の10%への引上げに当たっては、低所得者に配慮する観点から、酒類及び外食を除く飲食料品と定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞について軽減税率制度を実施する。レジ導入をはじめとする事業者への支援、軽減税率・価格転嫁対応に係る相談体制の拡充、対象品目の線引き等についてのQ&Aの追加をはじめとする一層丁寧な周知徹底など、制度の円滑な実施に向けた準備を進める。

3. 低所得者・子育て世帯向けプレミアム商品券

消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するため、低所得者・子育て世帯（0～2歳児）に対し、2019年10月から一定期間に限り使用できるプレミアム付き商品券を発行・販売する。

プレミアム付き商品券は市区町村が発行・販売し、国がプレミアム分について財政支援を行うとともに、事業の実施に当たっては、額面を小口に設定することをはじめ、利用者の利便性を高める工夫を検討する。

使用対象区域は当該市区町村とし、商品券を使用できる対象企業は制限しないこと

を基本とする方向で検討する。市区町村をはじめとする地方の協力が不可欠であることから、事務・費用の両面でできる限り効率的な支給方法とともに、可能な限り事業の実施に当たり、市区町村の裁量を高めることを検討する。

＜駆け込み・反動減の平準化、中小・小規模事業者等への対策＞

4. 耐久消費財（自動車・住宅）の購入者に対する税制・予算措置

消費税負担が大きく感じられる大型耐久消費財について、2019年10月1日以降の購入にメリットが出るよう、税制・予算措置を講じる。

自動車については、2019年10月1日以降に購入する自動車の保有に係る税負担の軽減について検討を行い、平成31年度税制改正において結論を得る。

住宅については、消費税率引上げ後の住宅の購入等にメリットが出るよう、税制上の措置について検討を行い、平成31年度税制改正において結論を得る。住宅ローン減税の効果が限定的な所得層を対象とするすまい給付金について、2019年10月以降、既定の方針に沿って、対象となる所得階層を拡充するとともに、給付額を最大30万円から50万円に引き上げる。あわせて、一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能を満たす住宅や家事・介護負担の軽減に資する住宅の新築やリフォームに対し、一定期間に限ってポイントを付与することについて、年末に向けて検討する。

5. 消費税率の引上げに伴う柔軟な価格設定（ガイドライン）

我が国では、消費税が導入されて以降、導入時及び税率引上げ時に、一律一斉に価格を引き上げるとの認識が定着しているが、1960年代から1970年代前半に付加価値税が導入され、税率引上げの経験を積み重ねてきている欧州諸国では、税率引上げに当たり、どのようなタイミングでどのように価格を設定するかは、事業者がそれぞれ自由に判断している。このため、税率引上げ時に一斉に価格の引上げが行われることはなく、税率引上げ前後に大きな駆け込み需要・反動減は発生していない。こうした点を踏まえ、我が国においても、消費税率引上げ前後において、事業者のそれぞれの判断によって柔軟な価格設定が行えるよう、ガイドラインを整備する。

一方、下請け等の中小企業・小規模事業者に対する消費税の転嫁拒否等が行われないよう、転嫁拒否等に対する監視、取締りや、事業者等に対する指導、周知徹底等に努め、万全の転嫁対策を講じる。

ガイドラインの整備とあわせ、中小小売業に関する消費者へのポイント還元に対し支援（後述）を行うことにより、消費税率引上げ前後における価格の変動をできる限りなだらかにし、消費者が安心して買い物をできるようにすることを通じて、消費を平準化することを目指す。

6. 中小小売業に関する消費者へのポイント還元支援

需要平準化を図るとともに、キャッシュレス化を推進するため、経営資源が少ない中小・小規模事業者向けに、消費税率引上げ後の一定期間に限り、ポイント還元支援を行う。

この際、

①期間を集中し十分な還元率を確保する等、ポイント発行のための補助金が中小・

- 小規模事業者に十分還元される仕組みとすること
- ②対象店舗や対象品目については可能な限り幅広く対象とすること
- ③ポイント還元は、クレジットカードのみならず、QRコード、各種電子マネーなど様々なキャッシュレス決済手段を幅広く対象とすること。その上で、ポイント発行の範囲内で各種決済手段が手数料等について競争できる環境を整えること
- ④マルチ決済端末を含め決済端末の導入に対し、従前の2分の1補助を上回る十分な支援措置を取るとともに、実効あるセキュリティ対策を講じること
- ⑤国内のキャッシュレス化率が低い状況を踏まえ、事業者及び消費者の双方にとって、分かりやすい制度設計やきめ細かな周知・広報を行うことに留意する。

7. マイナンバーカードを活用したプレミアムポイント

駆け込み・反動減に対応して、中小小売業に関する消費者へのポイント還元支援策などを集中的に実施した後、対策効果の剥落を緩和し、消費の活性化を図る観点から、その後の一定期間の措置として、マイキープラットフォームを活用したプレミアムポイント付与に対する支援を検討する。

実施に向けて、マイナンバーカードの普及を一層促進するとともに、自治体によるマイキープラットフォームの活用を促すなど、必要な環境整備を促進する。

プレミアムポイント付与の支援に当たっては、プレミアム率を適正に保ちつつ、期限を区切って、マイキープラットフォームを活用して発行される自治体ポイントに対して国の負担でプレミアムを付与することを基本とする。多くの国民が地域における買い物で広くポイントを利用できるよう、マイナンバーカード及びマイキープラットフォームの普及状況や、事業者の事務負担、利用者の利便性等を踏まえつつ、具体的な制度内容について検討を進める。

8. 商店街活性化

インバウンドや観光といった新たな需要の取り込みや、商店街の集客力向上に向けた商店街の取組に対し、効果的な支援を行う。

<防災・減災、国土強靭化対策>

9. 防災・減災、国土強靭化対策

近年、集中豪雨や気温上昇など気象の急激な変化に伴い自然災害が多発している。国民の生命・財産を守るために、災害時にあっても重要インフラがその機能を維持できるよう、平時から万全の備えを行うことが重要である。

このため、今月末に公表される重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえ、年末にかけて「防災・減災、国土強靭化のための3カ年緊急対策」を取りまとめ、2018年度第2次補正予算及び2019・2020年度当初予算における「臨時・特別の措置」を活用し、2018年度からの3年間で集中的に実施する。

あわせて、「臨時・特別の措置」を活用して実施する緊急対策を含めた公共投資によりマクロの需要創出を図るとともに、全体の適切な執行を通じ、消費税率の引上げに伴う駆け込み需要・反動減といった経済変動を可能な限り抑制する。

◎ 平成30年度第2次補正予算について

景気は緩やかに回復しているとの認識に変わりはないものの、一方で、今夏に相次いで発生した自然災害などの影響により、7—9月期の実質GDP成長率が2四半期ぶりのマイナス成長になるなど、今後の景気への動向にも留意する必要がある。

こうした状況を踏まえ、年末に向けて、追加的な財政需要に適切に対処するため、平成30年度第2次補正予算を編成する。その際、重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえて取りまとめる「防災・減災、国土強靭化のための3カ年緊急対策」のうち、初年度の対策として速やかに着手すべきものを計上する。また、TPP協定の早期発効に対応するため、農林水産業の強化策等を講じる。中小企業・小規模事業者に対して支援を行うとともに、その他喫緊の課題に対応する。

第5章 財政運営の方向性

(国・地方の財政状況等)

安倍内閣では、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、新経済・財政再生計画を定め、2025年度の国・地方を合わせたプライマリー・バランスの黒字化を目指すと同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持することとしている。

2018年度の国・地方の財政状況については、企業収益が過去最高を更新しており、税収の着実な伸びが見込まれる。一方、来年に消費税率引上げを控える中、世界経済の動向など先行きに十分に目配りし、経済の回復基調をしっかりと持続させる必要がある。こうした状況を踏まえ、第2次補正予算を編成することとしている。

(新経済・財政再生計画に沿った予算編成)

2019年度から2021年度の「基盤強化期間」においては、高齢者数の伸びが鈍化すると見込まれる一方、国民的な関心事となっている防災・減災、国土強靭化をはじめとする安心安全の確保等も強化する必要があり、新経済・財政再生計画に沿って歳出改革等に向けた取組を加速・拡大していく必要がある。

平成31年度（2019年度）予算は、同計画で位置付けられた基盤強化期間の初年度となる予算であり、今後とりまとめる「平成31年度予算編成の基本方針」に基づき歳出改革等に取り組み、同計画に沿った予算編成を行う。また、年末に向けて、歳出改革の重要な課題の方向性や歳出の目安の明確化・具体化に取り組んでいく。

(新たな改革工程表)

新たな改革工程表には、継続して取り組むべき歳出改革等を盛り込むほか、基本方針2018に盛り込まれた主要分野ごとの重要な課題への対応とそれらの改革工程を具体化し反映するとともに、行動変容に働きかける取組を加速・拡大する観

点から、以下の点を具体化するよう検討する。また、2019年度・2020年度における臨時・特別の措置については、その目的から別途進捗管理していくことを検討する。

- ・ 成果をより定量的に把握できる形にKPIを見直すこと
- ・ 歳出効率化や経済効果の高いモデル事業について、所管府省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進めること
- ・ 地域差や取組状況等を見る化し、改革努力の目標としても活用すること
- ・ こうした取組への予算の重点配分を推進すること

第6章 規制改革の方向性

第四次産業革命は、金融・通信・教育など、様々な分野での革新的なイノベーションをもたらすものであり、この流れを一層加速するため、オンライン教育の推進や電波制度の改革など、あらゆる分野で規制・制度の見直しに取り組んでいかなければならない。また、我が国が直面する最大の課題は少子高齢化であり、いわゆる小1の壁を解決するための制度改革も早急に進める必要がある。地方創生を力強く進める鍵も規制改革である。ドローンの活用を阻む規制など、農林水産業の成長産業化のための規制の見直しを始め、地方の活力を生み出す改革にも取り組んでいかなければならない。

このため、以下に記載する事項を主な内容とする、規制改革推進会議第4次答申（平成30年11月19日決定）は、とりわけ緊急に取り組むべき事項について改革の道筋を示したものである。政府として、以下の事項を始めとした本答申の「実施事項」に掲げられた制度改革について速やかに実行に移し、確実に実現していく。

1. 第四次産業革命のイノベーション・革新的ビジネスを促す改革

第四次産業革命によってデジタル化が新たな局面に入り、広範な分野で新技術や新しいビジネスモデルが生まれている。イノベーションのスピードは速く、それが普及するスピードも極めて速いため、関連する規制・制度が適切に、かつ柔軟に変革されることが不可欠である。

（オンラインによる遠隔教育）

プログラミング、英会話など広く様々な分野において質の高い教育を実現するため、指導体制の充実を図りつつ、5年以内のできるだけ早期に遠隔教育を希望する全ての小・中・高等学校で活用できるよう包括的な措置を講じる。そのため、文部科学省において、中学校における遠隔教育の弾力的実施などについて、教育再生実行会議の議論を踏まえて検討し、工程表を含む中間取りまとめを行い、今年度末までに規制改革推進会議に報告する。

（総合取引所の実現）

東京商品取引所において上場されている一部の商品デリバティブについて、日本取引所グループ傘下の取引所への戦略的な移管を検討し、例えば、大阪取引所において株価指数等の証券デリバティブとワンストップで取引できるようになる

ことを期待する。そのために、金融庁、経済産業省等において、両取引所における協議が円滑に進むよう、関係者との協議を行う。

総合取引所をおおむね2020年度頃の可能な限り早期に実現できるよう、現在の実行計画を前倒すこととし、両取引所において協議が円滑に進むよう、今年度末を目途に目指すべき方向性について結論を得るべく、金融庁、経済産業省等において、関係者との協議を行う。

(モバイル市場における適正な競争環境の整備)

携帯電話市場の競争環境の国際比較を踏まえつつ、今年度内に包括的な解決策の全体像を示す。その際、通信料金と端末料金の完全な分離を図るとともに、販売代理店に対する適切な規律を速やかに整備するなどにより、通信役務及び携帯端末販売の双方で適正な競争環境を整備し、より低廉な料金、より利用者のニーズにかなったサービス・製品の選択を可能とする。

また、接続料等の料金水準の適正化・透明化等を行うとともに、MNO（移動通信体事業者）によるMVNO（仮想移動通信体事業者）との競争を阻むスイッチングコストを抜本的に引き下げ、健全な競争環境を整備する。通信事業者が下取りした利用者の端末の流通が不当に制限されていないかなど端末流通実態について調査し、必要な是正措置を講じる。設備共用の環境整備のためのガイドラインを整備し、ネットワークの円滑な整備を推進する。

(電子政府の推進による事業者負担の軽減)

行政手続コストの20%以上の削減を行うとの目標や働き改革関連法に基づき中小企業への時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、中小企業・小規模事業者を対象とする補助金、社会保険の就職、退職時等の手続について、一つのID・パスワードで簡単にオンライン申請できるようにする。

2. 少子高齢化に対応した子育て・介護支援のための改革

現在保育所等に通っている未就学児の多くは、数年後には放課後児童クラブの入所希望者になると見込まれる。政府は待機児童解消策として、未就学児の受け皿整備を鋭意進めているが、小学生の放課後対策についても強化する必要がある。

(学童保育対策（いわゆる「小1の壁」の打破）)

待機児童が一定数以上いる市区町村ごとの放課後児童クラブ数、放課後子供教室数、余裕教室数、待機児童数等を公表するとともに、学校施設の管理運営上の責任の所在について、参考となるひな形を作成する。

また、放課後児童クラブと放課後子供教室を同一小学校内等で実施する「一体型」の平成31年までに1万ヶ所以上整備するという目標の達成に向けた工程表を本年度末までに策定する。

3. 地方創生の強化のための改革

農業の成長産業化のため、農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するには、農地利用の集積・集約化が必要である。また、第四次産業革命の進展は、農業においても例外ではなく、データと新技術をいかに活用するかが、農業従事者の高齢化、人手不足に直面した我が国の農業にとって、生き残りと成長産業化の鍵で

ある。

(農地利用の集積・集約化)

農地利用集積円滑化事業は、必要な経過措置を設けた上で農地中間管理事業に統合一体化する。また、農地所有適格法人の役員について、農業への従事日数（150日以上）要件を見直す。

(農業用ドローンの活用)

自動操縦の農業用ドローンについては、必要事項についての講習を受けた実績がある場合には10時間の飛行経験要件を不要とする。

また、農業用ドローンで活用を可能とするために、既存の地上散布用農薬について希釈倍数の見直しを行う変更登録申請の場合、作物残留試験を不要とし、検査コストの大幅な削減を図る。